

## プロジェクト運営規則

令和4年6月17日 理事会承認

令和5年7月6日 一部改定

令和5年12月15日 一部改定

### (総則)

第1条 本規則は、細則第13条およびプロジェクト検討委員会規則第4条に基づき、大学等環境安全協議会プロジェクト（以下「プロジェクト」という）の設置と運営について定めるものである。

### (目的)

第2条 プロジェクトは環境安全に関する特定分野の研究を推進することを目的とする。

### (事業)

第3条 プロジェクトは前条の目的を達成するため、以下の事業または行事を行う。

- (1) プロジェクト設置申請書に記載された主題の研究
- (2) 前号に関連する調査および資料情報などの交換
- (3) 第1号に関連する会議、講演会等
- (4) 前各号に挙げるもののほか、プロジェクトの目的を達成するために必要な事項

### (プロジェクトの種類)

第4条 プロジェクトは、プロジェクト検討委員会がテーマを設定するトップダウン型プロジェクト、および、プロジェクト委員会が会員にテーマを公募するボトムアップ型プロジェクトの2種類を設けることができる。

### (トップダウン型プロジェクト設置)

第5条 トップダウン型プロジェクトを設立する場合は、プロジェクト検討委員会がプロジェクト設置の準備を始め、設置申請をするに至った場合、プロジェクト設置申請書（プロジェクト様式第1号）を会長に提出し、理事会にて設置の可否を審議する。

- 2 検討委員会が委嘱したプロジェクトマネージャー1名をおく。プロジェクトマネージャーは、本協議会の個人会員に限る。
- 3 プロジェクトメンバーは、原則として本協議会の個人会員とする。ただし、プロジェクトの成果を高めるのに必要不可欠と判断される場合に限り、例外的に個人会員以外の者をメンバーに含めることができる。
- 4 プロジェクトマネージャーはプロジェクトメンバーを、本協議会ホームページ・メー

ルを通じて幅広く公募する。

(ボトムアップ型プロジェクト設置)

第6条 ボトムアップ型プロジェクトを設立する場合は、代表者1名が、プロジェクト設置申請書(プロジェクト様式第2号)をプロジェクト検討委員長に提出し、プロジェクト検討委員会の承認を得るものとする。

- 2 代表者は本協議会の個人会員または団体会員とする。
- 3 プロジェクト検討委員会は、審査の結果を理事会に報告する。理事会は、審査結果をもとに採択プロジェクトを決定し、承認を得るものとする。審査結果は審査結果通知書(プロジェクト様式第3号)をもって申請者に通知する。
- 4 プロジェクト検討委員会はプロジェクトを、協議会ホームページ・メールを通じて幅広く公募する。

(プロジェクト経費)

第7条 採択されたプロジェクトには、プロジェクト費を支給することができる。

- 2 配分されるプロジェクト費の額は、申請書に記載された額をもとに、プロジェクト検討委員会が決定する。
- 3 奨学寄付金等での配分を希望する場合には、間接経費は支給しない。

(組織の変更)

第8条 プロジェクトの代表者およびメンバーに変更があった場合には、プロジェクト変更届書(プロジェクト様式第4号)をプロジェクト検討委員長に提出する。

(存続期間)

第9条 プロジェクトの存続期間は3年以下とし、延長は認めない。

(報告)

第10条 プロジェクトマネージャーおよびプロジェクト代表者は、年度末ごと、およびプロジェクトの終了時に、プロジェクトの活動状況およびプロジェクト費の支出状況をプロジェクト活動報告書(プロジェクト様式第5号)として、プロジェクト検討委員会に報告しなければならない。また、プロジェクト検討委員会の要請がある場合も同様とする。

(成果発表)

第11条 プロジェクトの成果はプロジェクト終了後1年以内に大学等環境安全協議会誌に掲載、もしくは和文論文誌「環境と安全」、英文論文誌"Journal of Environment and

Safety”に投稿し、広く会員もしくは一般に報告するものとする。より積極的な広報が望ましいプロジェクト研究成果については、広報促進費を予算化して、広報に努めるものとする。

(知的財産)

第12条 プロジェクトにより得られた特許等の知的所有権はプロジェクトメンバーに帰属する。

(廃止)

第13条 プロジェクトの進行が不可能になったと判断される場合には、プロジェクト検討会の審議を経て、プロジェクト検討委員長はそれを廃止することができる。プロジェクトが廃止された場合、会長はそれまで協議会で補助した費用の一部ないし全額をプロジェクトの代表に請求することができる。

(その他)

第14条 その他必要な事項は理事会において検討する。

(変更)

第15条 本規則の変更は理事会の承認を経て行う。

付 則

本規則は、令和4年6月17日から施行する。

付 則

本規則は、令和5年7月6日から施行する。

付 則

本規則は、令和5年12月1日から施行する。